告 示

埼玉県選管告示第三十七号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

令和六年八月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

老人ホーム	老人ホーム	老人ホーム	老人ホーム	老人ホーム	老人ホーム	老人ホーム	種別
SOMPOケア ラヴィーレふじみ野SOMPOケア株式会社	SOMPOケア ラヴィーレ上福岡SOMPOケア株式会社	野SOMPOケア そんぽの家SふじみSOMPOケア株式会社	が丘北 そんぽの家SひばりSOMPOケア そんぽの家Sひばり	SOMPOケア ラヴィーレ狭山SOMPOケア株式会社	SOMPOケア ラヴィーレ東所沢SOMPOケア株式会社	SOMPOケア そんぽの家大宮SOMPOケア株式会社	施設の開設主体及び名称
番二十一号埼玉県ふじみ野市苗間一丁目七	六番七号	五番十二号埼玉県ふじみ野市南台一丁目十	二十三号	地七	地の四地の四地の四	丁目五百六十一番地一埼玉県さいたま市大宮区三橋二	所 在 地